

EC のアスベスト及びその製品に係る輸入禁止措置

(パネル報告 WT/DS135/R, 提出日:2000年9月18日 採択日:2001年4月5日)

(上級委員会報告 WT/DS135/AB/R, 提出日:2001年3月12日 採択日:2001年4月5日)

松下満雄

I. 事件の概要

当事件で問題となったのは、フランス政府によるアスベストの製造、使用、輸入の禁止に関する政令である。アスベストの発がん性に関してはすでに広く知られているが、フランス政府はアスベストの禁止をするために、政令 (Decree 96-1133 号、1996年12月24日施行) を制定した。この政令はアスベストが人体にとって発がん性があるので危険であることを宣言し、すべてのアスベスト及びそれを含む製品 (これらを一括して単にアスベストという) の製造、加工、販売、及び輸入を一般的に禁止したが、一定の場合には、例外としてその使用を認めることとした。カナダは1997年までアスベストを対フランス向けに輸出していたが、この輸入禁止が WTO 協定 (ガット1994年3条、11条、及び TBT 協定 (貿易の技術的障害に関する協定)) に違反するとして、EC を相手として提訴した。さらに、カナダはもしこのフランスの措置が WTO 協定に違反しないとしても、これによりカナダの通商上の利益が無効化・侵害されたとして、ガット23条1項 (b) によって非違反申し立てを行った。

本件において、パネルは2000年9月18日に報告書¹を提出し、これにおいてカナダの主張を退けたが、カナダは上級委員会に上訴し、上級委員会の報告書²は2001年3月12日に採択された。

II. パネル及び上級委員会の判断

1. TBT 協定の適用可能性

カナダは本件政令には TBT 協定が適用されると主張したが、パネルはこれを退け本件政令には TBT 協定は適用されないと判断した。すなわち、TBT 協定付属書1. 1においては、同協定の対象となる製品の特徴、生産方法等が記載されているが、本件政令

はアスベストとそれを含む製品を全面的に禁止の対象としており、これは製品の特徴や生産方法等を特定するものではないので、同協定の対象とはならないというものである(パネル・パラ 405-413)。

カナダはこの判断に対しては上訴したが、上級委員会はこの判断を覆した。その理由は当該政令はアスベストの製造、加工、販売、輸入の一般的禁止とそれの例外的許容を定めているが、この両面を総合的に検討すべきというものである。上級委員会は本件政令のこの許容の面をも含めて総合的に検討すると、これによるアスベスト規制は総体としては同協定の対象となると判断した(AB・パラ 74-83)。しかし、パネルは本件政令が TBT 協定の適用範囲外であると判断したために、本件政令が同協定に違反するか否かについてはならん事実認定を行っていない。上級委員会は、この状況においてはこれ以上判断することはできないとして、本件政令が TBT 協定に違反するか否かについては判断していない。

2. 同種産品

アスベストと類似する製品としては4種類がある(PCG fibres, PAV, cellulose and glass fibres)が、カナダはこれらとアスベストの間には「同種産品」(like products)の関係があり、アスベストについては輸入禁止の措置がとられているのにこれらの同種産品について禁止措置がとられていないので、これはガット3条4項に違反していると主張した。パネルはこの主張を認容し、これらの4つの製品とアスベストの間には同種産品の関係があり、アスベストに対しては輸入禁止措置がとられているのにこれらについては禁止措置がとられていないのでこれは内国民待遇違反であり、法律、規則、その他の措置についての差別を禁止するガット3条4項に違反すると判断した(パネル・パラ 8.126, 8.133, 8.137, 8.141, 8.144-150)。(もっとも、後述のようにパネルはフランスの当該政令はガット20条(b)の除外例に該当するとして、そのガット整合性を認めている。)

パネルはこの判断をするにあたって国境税事件³を引用し、同種産品の判断基準は国産品と輸入品間に(1)製品の性質上の類似性、(2)最終用途の同一性、(3)消費者ないしユーザーの選好ないし購買慣行の一致、及び、(4)関税分類における同一、という

点から判断すべきとし、これらから判断するとアスベストと他の4製品の間には、類似性、最終用途の同一性等から判断して同種産品の関係が成り立つとし、そのゆえにアスベストに対しては禁止措置が課され他の4製品に対しては禁止措置が課されないことはガット3条4項に違反すると判断した(パネル・パラ 8.101,104-151)。

上級委員会はこのパネルの判断を覆して、カナダはアスベストと他の4種類の製品間には同種産品のあることを立証していないと判断した。⁴そのさいに上級委員会は以下のような解釈論を述べている。すなわち、ガット3条1項はガット3条全体にわたる解釈原理を提供するものである。しかし、ガット3条1項の解釈原理がどのように実際に適用されるかは3条各項の規定ごとに異なりうるものであり、個別的に検討すべきである。ガット3条2項は「同種産品」(一文)の部分と「直接競合品」(二文)の部分に分かれているので、この規定における「同種産品」は「直接競合品」との対比において狭く解釈されるべきである。しかし、ガット3条4項においては、「同種産品」の規定しかないので3条2項における「同種産品」と同じ解釈をする必要はなく、「同種産品」をもっと広く解釈する余地がある。ガット3条4項における「同種産品」は同3条2項における「同種産品」よりも範囲が広いが、「直接競合品」の範囲よりも広いとはいえない。また、3条1項にある「国内産業を保護するように」(so as to afford protection to domestic industry)という要件は3条4項の適用においては「差別性」の基準として適用されるべきであると判断した。

以上において、上級委員会がガット3条4項における「同種産品」はガット3条2項における「直接競合品」よりも広いとはいえないとしていることをどのように解釈すべきかが一つの問題点である。文言解釈の原則からいって、「同種産品」のほうが「直接競合品」よりも広いとはいえないと思われる。したがって、3条4項における「同種産品」の範囲は3条2項における「直接競合品」の範囲とほぼ一致するとの判断であると解釈できるのではなかろうか。

本件において、上級委員会は同種産品の解釈においてアスベストには発がん性があることが広く認められていることは重要であるとしている。発がん性がある製品に関しては、建設業者等のユーザーはこれの使用を忌避する傾向があり、この点において発がん性の

ない(又は発がん性のよりすくない)他の類似製品との間には差異があるとした。すなわち、消費者ないし需要者の選好ないし購買慣行の観点からは、アスベストと他の4製品間には「同種産品」の関係はないと判断した。

以上のように上級委員会の判断は本件政令がアスベストと他の4種類の製品間に販売、輸入に関して差別を設けてもこれはガット3条4項に違反することはないというものである。

3. ガット20条(b)の適用

EC はたとえアスベストと他の類似品間に同種産品の関係があるとしても、フランス政令によるアスベストの禁止はガット20条(b)によって除外例とされると主張した。パネルはこれを認めた。第一に本件政令が人の生命及び健康の保護に該当するかであるが、これについてはパネルはアスベストの原料であるかんらん石(chrysotile)の繊維の発がん性に関してはWHO等関係国際機関によっても認められ、パネルの委嘱した専門家も同意見であり、カナダ側からはこれを覆すに足る反証も提示されていないので、この物質は人体にとって有害であり、これから人間を保護する政策はガット20条(b)に合致する政策であると判断した(パ・ル・パラ.184-194)。

ある措置がガット20条(b)によって除外例とされるためには、それが「必要性基準」を満たさなければならない。すなわち、その措置が人(動物又は植物)の生命又は健康を守るために「必要」(necessary)でなければならない。従来のパネルの先例によると、かかる必要性基準を満たすためには、ガット整合的な代替措置が存在しないこと又は問題となっている当該措置よりも不整合の度合いがより少ない他の措置が存在していないことが必要であるとされている。カナダの主張によると本件におけるこのような代替措置は「管理された使用」(controlled use)である。すなわち、アスベストがセメント内に閉鎖された状態での使用がこれにあたるということである。しかし、パネルは提示されている証拠を総合すると、「管理された使用」はアスベストの害から人体を守るには不十分であるとして、これはよりガット不整合がすくない代替措置に該当せず、したがってフランス政府のかかる禁止措置は必要性基準を満たすものであると判断した(パ・ル・パラ8.194)。

フランス政府のアスベスト輸入禁止措置がガット20条(b)項の必要性基準を満たすとすると、次に問題となるのはそれがガット20条の柱書に定める消極要件（問題となる措置が恣意的、不当に差別的又は偽装された貿易制限に該当しない）に該当しないかである。パネルはこの柱書には異なった国からの製品間の差別と外国産品と国産品間の差別の双方が含まれるとしたうえで、柱書における差別はガット3条4項における差別ではありえない（すなわち、そうすると除外例の意味がなくなる。）とした。そして本件における差別は輸入アスベストとその国産の類似品間の差別であるが、本件政令の禁止はフランス産品と他のすべての国の産品に対して適用されるものであるので、恣意的又は不当な差別に当たるものではないと判断した。

ガット20条柱書は、以上の他に問題となる措置が偽装された貿易制限でないことを要求している。パネルは米国ガソリン事件上級委員会報告書⁹を引用して、問題となる措置が隠れた貿易制限である場合にはこれは許容されないとしているが、本件においては、フランス政府の政令は公表されており無差別に適用されているので、当該禁止には該当しないとしている。またパネルは偽装された制限という概念の中核は制限よりも「偽装」にあるとして、問題となる措置が偽装であるか否かを判断する場合には柱書中の恣意的及び不当な差別について判断する場合の判断と同じ基準を用いることができるとしている。その上でパネルは、本件においてはすでに当該政令に恣意性及び不当な差別性がないと判断しているので、偽装された貿易制限はありえないとしている（パネル・ハラ 223-5.241）。

本件のような措置が講ぜられる場合には、国産品のメーカーが有利になることがあるが、これはやむを得ないところでありこの理由のみによって当該措置が保護主義であると決め付けることはできないと判断した。

上記の理由によってパネルはフランス政府の政令はガット20条(b)の例外に該当し、同規定の柱書に定められている消極要件を満たしていないので同規定による例外に該当すると判断した。

カナダはこれに対して上級委員会に上訴したが、上級委員会はパネルの判断を支持した。上級委員会の判断要旨はパネルのそれとほぼ同一であるので、これ2つについての詳細な紹介は省略する。

4. 非違反申立

カナダの予備的請求は本件のフランスの政令が仮にガット3条又は11条に違反しないとしても、ガット上カナダが享受すべき通商利益を無効化・侵害するものであるので、非違反申し立ての対象となるというものである。

パネルは非違反申し立てを取り扱った日本フィルム事件パネル報告書⁶を引用して、非違反申し立ての根拠としては、(1)関税譲許によって加盟国に利益が付与されていること、(2)関税譲許以降にある貿易制限措置がとられこれによって関税譲許の利益が無効化・侵害されていること、及び、(3)この措置の採択は関税譲許時には予見されなかったこと、が必要であるとした。そして、ガット20条による例外措置と無効化・侵害との関係に関しては、ガット23条1項(b)がガットの規定違反であるか否かにかかわらず何らかの措置があれば非違反申し立ての対象となるとしていることからみて、ある措置がガット20条によって例外とされていてもそのことによってガット23条1項(b)による訴権が失われるわけではないと判断した(パネル・パラ8・264)。

しかし、パネルは以上の前提に立っても本件においてはカナダの非違反申し立ては認められないとしている。その理由としては以下を述べている。すなわち、ガット20条を制定するにさいして、加盟国は人、動物、植物の生命や健康の維持等の国家的利益の実現手段に関しては除外例という特例を設けることに合意したのである。ここからみて、ガット20条によって例外とされる措置に対して非違反申し立てを認めるとしても、これに対してはかかる申し立てを認めるに際しては一定の制約が必要である。ガット20条によって例外とされる措置に対する非違反申し立てにおいては、申立て人の挙証責任は通常の場合に比較してより厳格であると解すべきである。ガット20条を策定するにあたって、起草者は加盟国がある一定の国家利益を追求する場合にガット規律からの例外を認め、これによって関税譲許の利益が侵害されるのもやむをえないということに合意したのである。

本件においては、カナダは関税譲許によってアスベストの対仏輸出が増加することを期待する立場にはない。アスベストの使用は過去25年にわたって各国で制限されてきており、代替品の使用が奨励されている。フランス政府は本件政令発布の前にアスベストによる健康被害に対する対策を講じている。日本フイルム事件におけるパネルの立場は、加盟国は他の加盟国がとった措置について関税譲許時に予見していなかったことが要件であるというものであるが、本件においてカナダが関税譲許時において本件アスベスト禁止措置について予見していなかったとはいえない。

カナダが通商交渉終結時(ウルグアイラウンド終結時)においてフランスがアスベストの禁止をしないことを合理的に期待できと考えるべき理由はない。むしろ、アスベストの健康に対する有害性が長年にわたって認識されていることからみて、これの使用を制限する措置が講ぜられることこそ予見されたはずである。1977年以来、世界保健機構(WHO)によってアスベストは発がん性のある物質として分類されている。1986年にはILO総会はアスベストの替わりにより危険性の少ないことが知られている物質を使用すべきことを決議している。1990年には、ECアスベストに替わる製品を使用する指令を採択している。

パネルは以上の状況を総合的に判断して、カナダのガット23条1項(b)による請求には理由がないものとして、これを棄却した。なお、カナダはこの決定に対して上級委員会に上訴したが、上級委員会はパネルの判断を支持した(AB・パラ165-190)。上級委員会の判断の要旨はパネルのそれとほぼ同じなので、紹介は省略する。

III. 解説

1. TBT協定の適用の可否

パネルは本件政令にはTBT協定は適用されないと判断した。その根拠は同協定は製品の特徴や生産方法に関する強制規格を規定しているが、本件政令はアスベストの禁止を定めているので、製品の特徴や生産方法に関して規格を定めるものではないということである。TBT協定は製品等の規格についてのルールを定めるものであり、その規格が製品の品質を維持するとともに過度に貿易制限的にならないようにすることが目的であ

る。パネルの論理によると、本件政令はアスベストの禁止措置を定めるものであるので、製品の規格を定めるものとはいえ、したがって TBT 協定の適用を受けるものではないということとなる。

上級委員会はこのパネルの判断を覆したのであるが、その理由は本件政令にはアスベストの禁止と例外的許容の両面があり、この全体を総合的に考察すると（すくなくとも例外的許容の面については）製品の強制力のある規格が定められており、この理由で TBT 協定の範囲内に入るというのである。

これについては二つの見方があるように思われる。一つは本件政令が例外的にアスベストの使用を認めているといっても、それはあくまでも例外でありその主たる目的はアスベストの使用禁止である。したがって、本件政令の主たる性格はアスベストの禁止であるからこれを TBT 協定の範囲内にあるとするのは無理であるというものである。第二は上級委員会が指摘するように本件政令には例外にせよ規格が含まれており、全体の考察をした場合には、やはり TBT 協定の範囲内に入るというものである。

この両者のうちいずれが正しいかについては、論理必然性からはいずれとも決しがたい。しかし、一般的解釈方針としては全体的考察をすべきこととなるであろう。「木をみて森をみない」ということは解釈としてバランスを欠くこととなる。この意味では上級委員会の判断に組みしたい。しかし、上級委員会の判断方法を採用してこれを本件政令に当てはめた場合には、そのアスベスト禁止部分については TBT 協定のどの部分が適用できるのか不明である。上級委員会はパネルが事実認定をしていないことを理由として自判することを避けているが、事実認定が十分であったとしても、果たして本件において TBT 協定適用ができたかどうかは疑わしい。

2. 同種産品

同種産品に関しては上級委員会の解釈論が注目される。第一点は、日本アルコール事件⁷において上級委員会が示し「アコーディオン理論」を適用したことである。すなわち、同種産品の解釈について、ガット 3 条 2 項においては一文(同種産品)と二文(直接競合品)があり、そのゆえに一文の同種産品は狭く解釈されるべきであるが、ガット 3 条 4 項に

関してはかかる事情がないのでガット3条4項の同種産品は広く解釈する(多分直接競合品と同じ範囲)ことができるというものである。この点は日本アルコール事件上級委員会報告書以来必ずしも明確ではなかった点であるがひとまずこの問題に関して決着を与えたものということができる。

第二点は、上級委員会は同種産品の解釈において、消費者ないしユーザーの購買における選好と購買慣行を重要視し、危険をもたらす製品に関してはこの要素を重視して当該製品と類似製品を差別化することを示唆している。これも重要な視点であるが、これは従来にない新たな解釈基準を打ち出したものともいえない。パネルは従来からの伝統的な解釈基準に準拠したが、これにおいても消費者ないしユーザーの選好と購買動機は基準のひとつとしてあげられている。本件における上級委員会の判断は、この従来からの解釈基準に依拠しつつ、危険物とその類似品との関係において、その適用のあり方を示したものである。

本件は製品の安全性とともに広い意味において環境問題の事例であるが、本件では上級委員会はかかる問題に対応するために、ガット20条の例外を用いるのではなく同種産品の解釈を通じて危険商品と類似品を差別化することによって当該製品をガット3条の規律から除外してしまうという手法によって解決している。この解決方法は今後の製品・食品安全及び環境関係事件に関して貴重な先例となるものである。

3. 必要性基準

20条(b)はある制限措置がガット規律の例外として認められるためには、当該措置が人、動物、植物の生命又は健康の保持のために「必要」であることを要求している。これが必要性基準であるが、この必要性基準は従来例においてはきわめて厳格に解釈されていた。この結果、従来例においては、ある措置がガット20条(b)の基本政策に沿うものであるとしても、この必要性基準を満たさないということで例外の適用は拒否されてきた。本件はかかる例外を認めた唯一の例である。

従来例においては、ある措置が20条(b)の意味において「必要」といえるためには、他にガット整合性のある代替措置又はガット不整合性のより少ない措置がないことが必

要とされている。例えばタイタバコ事件⁸においては、タイが健康上有害な添加物が含まれているという理由で米国産タバコの輸入制限を行ったが、パネルは喫煙は健康にとって有害でありこれを防止する措置はガット20条(b)の範囲に入りうることを認めた上で、有害添加物を含む当該タバコから人の健康を守るために輸入制限が唯一の手段ではなく、例えばラベリング等の方法もあるとして、この輸入制限措置は必要性基準を満たすものではないとした。

また、キハダマグロ事件⁹においては、米国がイルカの保護のために漁船がイルカを混獲することを禁止し、イルカを混獲する国からのマグロ及びマグロ製品の輸入を禁止したことが問題となった。パネルはイルカの生命を保護することはガット20条(b)の範囲に入るとしたが、米国がイルカの混獲を行っている国に対して一方的に輸入規制をすることに替えて、当該国家と交渉を行ってこれらの外国が各々国内措置でイルカの混獲を禁止するようにさせるという選択肢がありうるとして、当該輸入規制措置は必要性基準を満たさないとした。

ここで問題となるのは、本件におけるパネル及び上級委員会の判断は従来¹⁰の先例との関係では基準を変更したものか否かである。従来¹⁰の例においては、問題となる措置に対しては代替措置があるとされている。本件における代替措置はカナダの主張する「管理された使用」であるが、これは危険性を伴い代替措置とならないと判断された。本件において代替措置がなかったかどうかは事実問題であり、この点に関してはパネルの判断を信用する以外にないが、パネルの事実認定及び事実評価が正しいとすると本件と従来¹⁰の事例との間には事実に差異があり、本件パネル及び上級委員会は従来¹⁰の解釈基準によりつつ、本件の事実に即した判断をしたということである。以上からみると、本件のパネル及び上級委員会の判断は新たな基準を提示したというよりも、本件が「筋のよい事件」であったというべきであろう。

4. ガット20条柱書

ガット20条柱書(Chapeau)はガット20条各号によって例外とされる措置であっても、それが(1)恣意的又は不合理な差別でないこと、又は、(2)偽装された貿易制限でないことを理由として許容されるとしている。本件政令に関しては、パネル及び上

級委員会は以上のいずれにも該当しないとして、例外を認めている。米国ガソリン事件¹⁰において上級委員会は以上の（１）と（２）の関係について両者は密接な関係にあるとするのみで、両者の関係の詳細については言及していない。おそらくは両者は少なくとも部分的には重複するというものであろう。

従来の例としては、米国マグロ輸入事件¹¹においてパネルは米国の行ったマグロの輸入制限はガットに違反しない国内法実施の手段を例外として認めるガット20条(d)に該当するとしたが、カナダ、コスタリカ、エクアドル、メキシコ、及びペルーからの産品に等しく適用されるので、差別的でないとした。そして、パネルは米国自動車スプリング事件¹²においても同様の判断を示した。本件においても、パネルはフランスの政令は無差別に適用されるので差別性がないとして消極要件該当性を否定した。

柱書のもうひとつの要件は当該制限が「偽装された貿易制限」に該当しないことというものである。この点に関しては、パネルは本件政令が公表されていることを理由としてこれが偽装された貿易制限ではないとしている。パネルは20条柱書において重要な点は「制限」よりも「偽装された」の部分であり、ある措置が法律や政令の形をとっており公表されている場合には、偽装されていないごことに該当するというものである。

このパネルの判断方法はいささか問題ではなかろうか。ある措置が法律又は政令の形で公表されていても、これが偽装された貿易制限である場合もある。例えば、ある公表された法律又は政令による措置が一見内外無差別に適用されるように見えても、その実質が差別となっていることもある。例えば、ある国家がある製品の製造にあたって保安上の理由又は製品安全の理由等によってある特定物質を用いることを世義務付ける場合があるが、この場合当該国家の国内産業の当該物質の競争力が代替品に対して弱い場合もあろう。かかる場合にはこの法律又は政令に基づく措置は公表されているものであっても、国内産業を保護することを目的とする偽装された輸入制限であることがある。公表されていることが当然には偽装の貿易制限ではないとの確証とはならないことに留意すべきである。

5. 非違反申し立て

本件においてはカナダが非違反申し立てを行い、パネルはこれを棄却し上級委員会もまたこのパネルの判断を認めているのであるが、ここでの興味ある論点はガット20条によって例外とされる措置に対しては非違反申し立てが認められるかである。パネルの判断は、たとえある措置がガット20条によって例外とされても非違反申し立ては成立しうるというものである。その理由としては、非違反申し立てに関するガット23条1項(b)の規定は問題となる措置がガットに違反するか否かを問わないとしているので、仮にある加盟国の措置がガット20条によって例外とされ違法でなくとも、非違反申し立ては可能であるとの解釈である。

これに対してガット20条は、加盟国が同条各号に該当する措置で柱書の消極要件に該当しないものを施行する場合、「この協定のいかなる規定」もその施行をさまたげることとはないと規定しており、この「いかなる規定」を広く解釈すると、ガット23条1項(b)も「この協定のいかなる規定」に含まれるので、ガット20条によって例外とされる措置は非違反申し立てについても例外扱いとなるべきという見解もありうる。しかし、「いかなる規定」を狭義に解釈し、これはガットの実体的規律（最恵国待遇、内国民待遇、輸入数量制限の禁止等）と考えれば、非違反申し立て自体は認められるという結論となろう。筆者としては、20条該当措置についても自由化措置に対する無効化・侵害の可能性があり、これに対して全面的に争う道を閉ざすのは不適切と考えるので、前説に組みしたい。ただし、以下に述べるように挙証責任の面で絞りをかけ、非違反申し立ての濫用がガット20条の趣旨を没却しないようにすることが適切と思われる。

そこで、20条によって例外とされる措置に対する非違反申し立ての場合の挙証責任であるが、この点に関してパネルは、20条によって例外とされる措置に対して非違反申し立てをする場合には、その他の場合に比較して申立て人の挙証責任はより重いと判断した。その理由は、ガット20条を制定するにあたって起草者は同条によってカバーされる措置が通商制限的なものであっても、これについて例外を認め許容することに合意をしたからということである。

ここでの問題は、これと同じ法理はガット20条(b)のみならず、ガット20条の他の

規定にも当てはまるのかなということである。常識論としては、ガット20条(b)における「人の生命及び健康」は通商利益よりもより高次の価値を付与されるが、ガット20条(g)における「枯渇しうる天然資源の保存」はこれと同等の価値を与えられるかどうか疑問ということになる。しかし、重要な点はガットの起草者(加盟国)がガット20条を制定することによってこの各号に該当する措置については一律に除外例を認めたとということである。したがって、ガット20条の各号の間で価値の序列を決めることは、ガット20条の趣旨にはそぐわないものと思われる。

【注】

¹ European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-containing Products, Report of the Panel, WT/DS135/R, 18 September 2000 (以下、「パネル・パララー」として引用する。)

² Report of the Appellate Body (AB-2000), adopted 12 March 2001, WT/DS135/AB/R (以下、「AB・パララー」として引用する。)

³ Working Party Report, Border Tax Adjustments, adopted 2 December 1970, BISD 18S/97

⁴ しかし、同意意見(concurring opinion)は、上級委員会は単にカナダが本件の状況においてアスベストと他の類似品との間に同種産品のあることを立証していないとするのみでは不十分であり、進んでアスベストと類似製品は「非同種産品」(unlike product)であると判断すべきであるとしている。この趣旨は、多数意見のようにアスベストと他の類似製品との同種産品間の同種産品の関係をカナダが立証していないとの判旨にとどまる限り、理論的には立証を十分にすることによりこれらの間に同種産品の関係を認定する余地があるが、これでは不十分で本件の事実状況では確定的にアスベストと他の類似品は非同種産品であると判断すべきであったと言うものようである。この意味では、この「同意意見」は実質において「反対意見」(dissenting opinion)に近い。この点に関しては、Jochem Wiers and James Mathis, The Report of the Appellate Body in the Asbestos }Dispute: WTO Appellate Body Report 12 March 2001, WT/DS135/JAB/R, European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-containing Products, Legal Issues of Economic Integration, Volume 28, 2001-2, pp. 211-225, at p. 220

⁵ United States – Reformulated and Conventional Gasoline – Appellate Body and Panel Report, adopted on 20 May 1996, WT/DS2/9

⁶ Japan – Measures Affecting Consumer Photographic Film and Paper, adopted on 22 April 1998, WT/DS44/R

⁷ Japan – Alcoholic Beverages, Report of the Appellate body, adopted 1 November 1996, WT/DS8/AB/R, WT/DS10/AB, WT/DS11/AB/R

⁸ Thailand – Restrictions on Importation of and Internal Taxes on Cigarettes, adopted on 7 November 1990, BISD 37S/200

⁹ United States – Restrictions on Imports of Tuna, circulated on 3 September 1991, not adopted, BISD 39S/155; United States – Restrictions on Imports of Tuna, Circulated on 15 June 1994, not adopted, DS29/R

¹⁰ 注5参照

¹¹ United States – Prohibition of Imports of Tuna and Tuna Products, circulated on 3 September 1991 and adopted, BISD 39S/155; United States – Restrictions on Imports of Tuna, circulated on 15 June 1994, not adopted, DS29/R

¹² United States – Imports of Certain Automotive Spring Assemblies, adopted on 26 May 1983, BISD 30S/107